

端野の行政区と

自治組織の変遷(その3)

川向一区(現 川向)と

川向二区(現 協和)の

境界の変更

昭和一〇(一九三五)年四月二五日、端野村区長設置規程の一部改正により、川向一区と川向二区の境界が、従来の東十三号から東十四号線に改められ、川向一区の区域が拡大しました。

字名・地番の改正

当時の端野村の地番は、現在のように「行政区ごとの字名と地番」が整然として附されていない、旧屯田給与地は「野付牛原野〇〇番地」と記されており、国有未開地の払下げを受けた土地については「野付牛原野〇〇番地」「オンネタウシナイ〇〇〇番地」「キナチャウシナイ〇〇〇番地」「ニコロ原野〇〇番地」「トイカ原野〇〇〇番地」等、土地所在地と異なる名称で表示されていました。

そのため土地の誤認や誤意が多くなり、土地所在地に合わせた土地地番とすることが強く求められました。

そこで、端野村は、北海道庁に「土地整備事業」の実施を要請し、昭和一〇年度から道庁の直轄事業として実施されました。

また、「字名」の改正も行い、昭和一二(一九三七)年度に完了し、北海道庁は次の告示により、昭和一三年四月一日から、新字名及び地番が施行されました。

※北海道庁告示 第二百五十二号

常呂郡端野村ノ字名ヲ左ノ通改称シ其ノ字界並ニ地番ヲ別調書図面ノ通変更シ、昭和一三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。但シ別冊調書及図面ハ当該町村役場ニ備置ク。

昭和一三年三月五日 北海道長官

石黒 英彦

端野 (端野市街)	一区 (第一区)
二区 (第二区)	三区 (第三区)
川向 (川向一区)	協和 (川向二区)
緋牛内 (緋牛内)	忠志 (小牛)
北実 (下仁頃一区)	北登 (下仁頃二区)

※ () 内が旧字名です。

この改正により、字名が変更になったのは、協和、忠志、北実、北登の四地区であり、他はおおむね、従来の字名を踏襲し、かつ十区制も踏襲しましたので、字界の変更はありませんでした。

また、新地番は「端野村字端野一番地」「端野村字一区一番地」というように、各字区ごとの地名で一番地から順次地番が表示されました。

農事実行組合の成立

昭和五(一九三〇)年に発行された産業組合中央会編の「実行組合の手引き」によると、実行組合とは、

- 隣保共助の精神により組織される団体
- 部落若しくはこれに準ずる地域の団体
- 農業者のみの団体
- 農業者の共同利益増進を目的とする団体
- 自治的団体として、その機能については、
 - ・ 農業生産技術の改良
 - ・ 共同作業
 - ・ 共同販売
 - ・ 共同融資や貯蓄 等を行う。

と、記しており、この農事実行組合組織の前身は、明治三二(一八九九)年、農事の改良と農業振興のため創設された「農会(現在の農業改良普及所的な指導機関)」の指導により「部落若しくは地域の農業者が隣保共助により生産技術の改良や共同作業、生産品の共同販売、資材の共同購入等により自立した経営を確立する」ことを目的に組織された「農業小組」です。

明治三三（一九〇〇）年に施行された「産業組合法」により、産業組合が誕生しましたが、この組合創設の基盤となったのが「農業小組」でした。

大正時代に入り、この農業小組は本州各県内で急速に増加し、昭和初期には全国で一二万余の農業小組が結成されていたと言われています。昭和二（一九二七）年、産業組合法が改正され、これまでの農業小組が「農事実行組合」に改称されました。

端野で初めて農事実行組合が結成されたのは、昭和二年で、登位加（現在の北登）中之沢（当時の部落名）で榊原庄之助氏が中心になり結成されました。しかし、当時の資料がなくその仔細は不明ですが、冷水害が続くなか、自立した農業経営に取り組み先取創造の強い意志を感じ取ることができません。

以来、端野村内の農業者が中心の部落においては、農事実行組合に移行してきましたが、その経緯については不明です。

ただ、昭和七（一九三三）年度に策定した「端野村経済更生計画」の、「村内の農事実行組合の普及計画」に、「計画時の農事実行組合数二一組合。目標組合数三六組合」と記しており、昭和七年度には村内で二一の農事実行組合が成立していました。また、昭和一三（一九三八）年度の「端野村事務報告書」に「端野村経済更生計画実績表」が記載されており、このなかで「農事実行組合実績三六組合」と記載されており、端野村内の多くの部落会が農事実行組合に移行していることを知ることができます。

戦前の行政区と自治組織

戦前の端野村の各行政区内に組織されていた自治組織（農事実行組合を含む）について、各地区で発行されている「部落史」「百年史」等及び「端野村事務報告書」等から拾ってみました。

○緋牛内（昭和九年～昭和一五年）

- 第一農事実行組合、第二農事実行組合、第三農事実行組合、第四農事実行組合、第五農事実行組合、第六農事実行組合、第七組（市街地）

○一区（昭和八年～昭和二〇年）

- 一区農事実行組合

○二区

（資料がなく不明）

○端野市街

（資料がなく不明）

○三区（大正一〇年～昭和一五年）

- 第一部落会（北農事実行組合）
- 第二部落会（南農事実行組合）
- 第三部落会（東農事実行組合）

※実行組合結成時は、第三区農事実行組合でしたが、昭和四年度から北、南、東の三実行組合に改称。

○川向（昭和八年～昭和一五年）

- 第一農事実行組合（共和）
- 第二農事実行組合（中央）
- 第三農事実行組合（共栄）
- 第四農事実行組合（共立）

- 第五農事実行組合（更生）
- 第六農事実行組合（共保）

親和農事実行組合

※第六は、昭和一一年から。

親和は昭和一六年から。

（ ）内の名称は、昭和一三年から農事実行組合の強化のために名称の変更

○協和（昭和一二年～昭和一五年）

- 第一農事実行組合、第二農事実行組合、第三農事実行組合、第四農事実行組合、第五農事実行組合

○忠志

（資料がなく不明）

○豊実（昭和八年～昭和一五年）

- 第一農事実行組合、第二農事実行組合

○北登（昭和二年～昭和一五年）

- 第一農事実行組合、中央農事実行組合、登貴和沢農事実行組合、中之沢農事実行組合

なお、昭和一五（一九四〇）一月、住民組織の戦時体制強化を強化するために、「町内会部落会規則」（北海道庁訓令）が制定され、これまでの「区」を「連合部落会」に、「農事実行組合、部落会」を「部落会」に、「部落会内に隣組を置く」ことになり、端野村もこの規則により、これまでの住民組織を変えることなく名称や役職名の変更にとどめ、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の敗戦を迎えました。